

報告第5号

健全化判断比率及び資金不足比率について

平成26年度山陽小野田市健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見書を付して、次のとおり報告する。

平成27年9月1日提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率

(単位：%)

| 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|--------|----------|---------|--------|
| — | — | 12.8 | 66.2 |
| 12.71 | 17.71 | 25.0 | 350.0 |

備考

- 1 上段には本市の比率を、下段には早期健全化基準を記載した。
- 2 実質赤字比率、連結実質赤字比率は、該当がないため「—」を記載した。

2 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定による資金不足比率

(単位：%)

| 特別会計の名称 | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|--------------|--------|---------|
| 水道事業会計 | — | 20.0 |
| 工業用水道事業会計 | — | |
| 病院事業会計 | 5.1 | |
| 地方卸売市場事業特別会計 | — | |
| 下水道事業特別会計 | — | |
| 農業集落排水事業特別会計 | — | |

備考

- 1 病院事業会計以外の会計においては、資金不足比率の該当がないため、「—」を記載した。